

立川の国保

編集・発行

立川市保健医療部保険年金課
〒190-8666 東京都立川市泉町1156-9
TEL : 042(523)2111、内線1390
FAX : 042(523)2145
EMAIL : hoken@city.tachikawa.lg.jp
(お問い合わせフォームは右2次元コードからアクセス可)。



従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、マイナンバーカードと保険証を一体化した「マイナ保険証」に一本化されました

- 今お持ちの保険証は、有効期限が切れるまで廃棄しないでください
「立川市国民健康保険被保険者証」をお持ちの方は、券面に変更等がない限り有効期限(9月30日)まで使用できます。
- マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付します
マイナ保険証を保有していない方が国民健康保険へ加入や転居された場合、または立川市国民健康保険被保険者証の有効期限切れの際は「資格確認書」を交付します。こちらを医療機関に提出することで保険証と同様に受診できます。

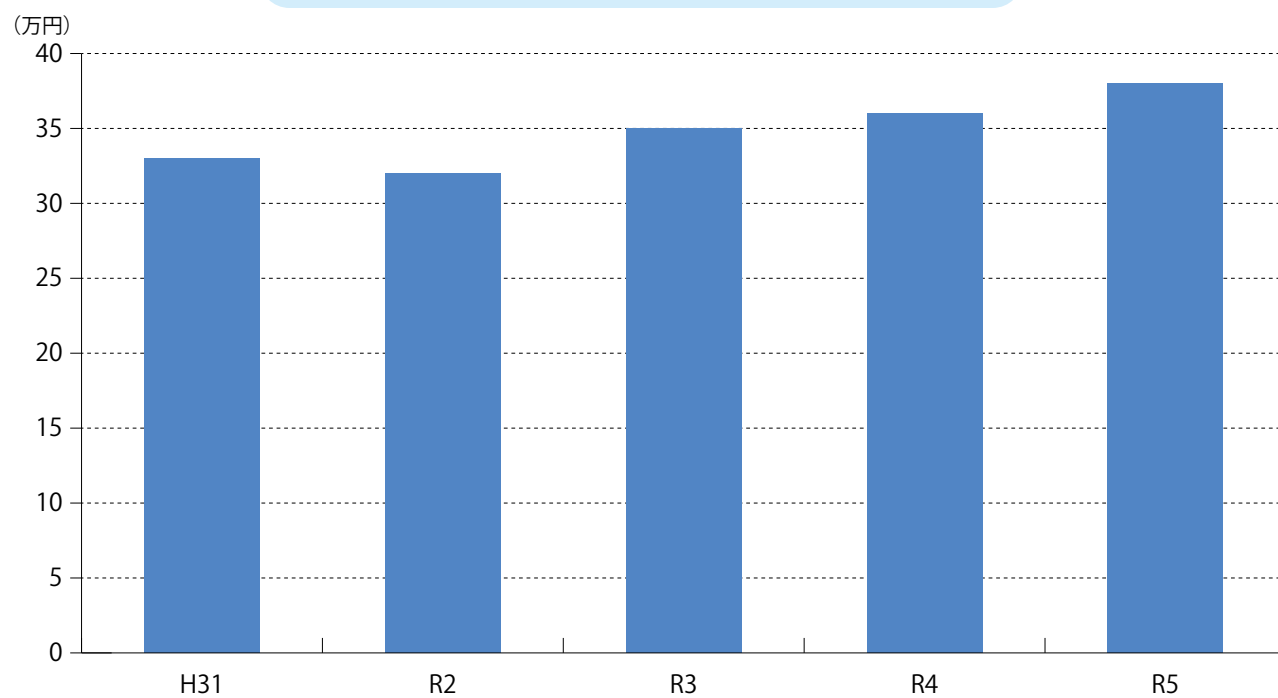


特定健診(健康診査)を受けて からだ 身体の負担も医療費の負担も軽くしましょう

国保の歳出の中で多くを占めるのが、保険給付(医療費)であり、加入者の高齢化、医療の高度化により、一人当たりの医療費は増え続けており、国保制度維持のため、保険料を段階的に上げていくことも必要な状況です。

そのため、市では現在、病気の早期発見、早期治療につながる特定健診の推進を行っています。みなさまの健康維持・増進と、医療費負担を軽くすることにもつながりますので、年に1回、特定健診の受診をお願いします。

1人当たり年間医療費の推移



3月31日現在国保加入で対象の方には、自動的に特定健診の受診券(水色の封筒)を4月下旬ごろから順次お送りしています

- ・平成31年度には、国保加入者の1人当たりの医療費は年間約33万円でしたが、令和5年度には約15%増の38万円に増加しています。
- ・令和5年度の特定健診の受診率は44.1%であり、周辺自治体と比べても低い状況(多摩26市平均47.8%)で、受診率の向上により医療費削減等につながります。

皆様のご協力をお願いします

- 1 市で年に1回行っている、無料の特定健診※を受診してください。
- 2 偏った食生活や過度な飲酒などは控え、日々の運動やバランスのとれた食事等、日常の健康づくりに取り組んでください。
- 3 特定健診で医療機関への受診が必要と判定された方や、治療を中断されている方は、早期の受診をお願いします。

※特定健診：40歳以上を対象とした生活習慣病の早期発見を目的とした健康診査。代わりに人間ドック受診補助をご利用いただくこともできます。詳しくは3面へ

国民健康保険の加入・脱退などの手続き

転入・転出、出産、転職のほか、加入と脱退に関する手続きは右2次元コードのページで詳細をご確認ください。



国民健康保険で受けられる給付

医療機関などの窓口での負担 (一部負担金)

医療機関などを受診するときは、保険証などを提示すれば、医療費の一部の負担で医療を受けることができます。
医療機関の窓口で負担する割合(自己負担割合)は右表の通りです。

年 齢	自己負担割合	
義務教育就学前まで	2 割	
義務教育就学後から69歳まで※1	3 割	
70歳から74歳まで※1	2 割または 3 割	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70歳から74歳までの国保加入者がいる場合は3割になります。※2

※1 70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から2割または3割になり、割合が記載された高齢受給者証等(詳細は左下欄参照)が交付されます。
※2 同一世帯の収入や所得の状況により2割になるときもあります。手続きが必要な方には、こちらから通知しています。

70歳以上の加入者の方

70歳以上の加入者でマイナンバーカードを保険証利用登録されている方には、「負担割合を記載した資格情報のお知らせ」を交付します。
また、マイナンバーカード未発行や、マイナンバーカードを保険証利用登録されていない方には、負担割合を明示した「高齢受給者証」を交付します。
負担割合を記載した資格情報のお知らせや高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月から使えます。(ただし、各月1日生まれの方は当月から使えます。)

一部負担金の減免・徴収猶予 申請が必要です

災害や、病気、ケガ、失業その他の特別な事情により著しい損害を受け、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、支払いが困難な場合に、一部負担金の**減免または猶予の制度**があります。
なお、減免は3か月以内、猶予は6か月以内となります。

国民健康保険にはほかにもこんな給付があります

申請が必要です

療養費



全額自己負担したときなど

やむを得ず保険証等を持たずに医療機関などを受診し、医療費の全額を支払ったときや、医師の指示により補装具を作ったときなどに支給されます。申請には、「診療報酬明細書」や「医師の証明書(作成指示書や同意書)」および医療機関にお支払いになった際の「領収書」が必要です。

● 療養費申請に必要なもの(全て原本)

	診療報酬明細書	医師の同意書・指示書	領収書	パスポート
やむを得ず全額自己負担したとき	○		○	
補装具を購入したとき※1		○	○	
海外渡航中に診療を受けたとき	○ (翻訳も必要)		○ (翻訳も必要)	○

※1 治療用装具の写真が必要な場合があります。

申請に必要なもの

- 受診した方の保険証や資格確認書など加入者情報が記載された書類
- 世帯主名義の口座のわかるもの
- その他(下表参照)

高額療養費



医療費が高額になったとき

1か月に支払った医療費が世帯ごとに決められた自己負担限度額を超えたときに支給されます。該当の方には診療の約3か月後に市からお知らせを送付しています。
また、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関で提示すると医療機関での支払い時に限度額までの支払いにすることもできます。

入院時食事費用の減額



入院するとき

住民税非課税世帯の方が入院する際は、食事にかかる標準負担額が減額されます。事前に「標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

申請に必要なもの(退院後に請求する場合)

- 対象者の保険証や資格確認書など加入者情報が記載された書類
- 90日以上入院しているときは入院期間が確認できる領収書(所得区分才またはⅡの認定証をお持ちの方のみ)

出産育児一時金



出産したとき

加入者が出産したとき、一時金が支給されます。加入者の負担軽減のために、出産費用の支払いの一部に一時金を充てることができる「直接支払制度」「受取代理制度」があります。事前に出産する病院などにご確認ください。なお、出産費用が一時金に満たないときや、直接支払制度・受取代理制度を利用していないときは、申請が必要です。

申請に必要なもの

- 出産した方の保険証や資格確認書など加入者情報が記載された書類
- 世帯主名義の口座がわかるもの
- 領収書
- 直接支払利用の有無が確認できる書類
- 医師の証明書(死産・流産のときのみ)

葬祭費



亡くなったとき

加入者が亡くなられたとき、その方の葬儀を行った喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。

申請に必要なもの

- 亡くなられた方の保険証や資格確認書など加入者情報が記載された書類
- 喪主名義の口座がわかるもの
- 喪主が確認できる領収書か会葬礼状の写し

**重 要
(ポイント)**

医療機関での受付時にマイナンバーカードを保険証として提示し、限度額情報の提供にご同意いただければ、支払いは限度額までとなります。「限度額適用認定証」や「標準負担額減額認定証」の事前申請や提出は不要※となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※受診月以前12か月の入院日数が90日を超える方や、保険料の滞納がある世帯は申請が必要です。

特定健診等で生活習慣病を早期発見！早期予防！

特定健診はメタボリックシンドロームの早期発見と予防・改善を目的としており、糖尿病や心筋梗塞などの早期発見に役立ちます。
より詳細な項目を検査する、人間ドックと脳ドックの利用補助も行っています。これらを活用して、ご自身の生活習慣を振り返るきっかけにしましょう。

	特定健診	または	人間ドック	脳ドック
対象者	40歳以上の立川市国保ご加入の方		30歳以上の立川市国保ご加入の方 ・脳ドックは、50歳以上の方は年度に1回、50歳未満の方は2年度に1回となります	
実施期間	令和7年5月15日～令和8年3月31日		通年	
費用	無料 (大腸がん検診 追加希望者は 300円、 前立腺がん検査 (PSA) 追加希望者は500円)		各医療機関によって異なる 人間ドック 20,000円 補助	各医療機関によって異なる 脳ドック 15,000円 補助
実施場所	立川市内医療機関等およそ120か所		下記検査内容を満たせば全国どの医療機関でも可	
内容	問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査 ・理学的検査(視診等)・尿潜血・総コレステロール・腎機能等 ▶医師の判断による追加 心電図・眼底 ▶希望者のみに実施 胸部X線・大腸がん検診・ 前立腺がん検査 (PSA) ・前立腺がん検査 (PSA) は50歳以上が対象		左記健康診査項目のほか、眼底・眼圧・ 視力・聴力・呼吸機能・胸部X線・胃部X 線・食道部X線・十二指腸X線・血液詳細 検査・大腸がん検診 ▶X線は、内視鏡等代替となる検査でも可	MRI、MRA
案内書類	対象者に受診券を送付します。 年度途中に国保に加入された方などは、健康推進課へお電話ください。		申請手続きや契約医療機関一覧については、立川市ホームページをご覧ください。また、「案内チラシ」の郵送を希望する方は、保険年金課業務係へお電話ください。	
受診に関する注意点	冬になるとインフルエンザ等の予防接種や風邪などで病院が大変混み合い予約がとりにくくなります。早めのご予約、ご受診をお願いいたします。	補助に関する注意点	①健康診査と人間ドック補助は、年度内に どちらか1回 しか利用できません。 ただし脳ドックと特定健康診査の併用は可能です。 ②保険料の未納がある場合は、ご利用いただけない場合があります。 ③ 結果票の提出が必須となります。提出いただけない場合は補助できません。	

・後期高齢者医療制度にも同様の制度があります。

生活習慣・健康支援(重症化予防等)

無料

立川市国民健康保険では、生活習慣病の重症化を予防し、健康維持・増進に役立てていただくため、健診やレセプト(診療情報)などを基に、対象の方へ医療機関への受診勧奨や保健指導を実施しています。市の実施する保健指導では、無料で専門職のアドバイス等を受けられますので、積極的にご利用ください。

※対象の方には、市や市の委託先事業者から郵送によりご案内をお送りします。

■ 特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果から対象となる方へ生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による支援を個別面談や電話等で行います。

■ 慢性腎臓病(CKD)重症化予防(新規)

特定健診の結果等から腎機能が一定程度低下しているにもかかわらず、医療機関未受診の方へ、受診勧奨を行います。
※高血圧、糖尿病、脂質異常症で医療機関未受診と思われる方へも同様に受診勧奨を行います。

■ 糖尿病性腎症重症化予防

特定健診の結果やレセプトデータの分析結果等から対象となる方へ、よりよい生活習慣が身につけられるよう、専門職より約6か月間の面談指導と電話指導を行います。市役所等で看護師等が行う「看護師プラン」、かかりつけ薬局等でくすりを受け取る際に薬剤師が面談を行う「薬局プラン」(対応薬局は下記参照)が選べます。

糖尿病性腎症重症化予防 対応薬局一覧

薬 局 名	住 所	薬 局 名	住 所	薬 局 名	住 所
榎本調剤薬局	立川市富士見町1-31-18	にしやま薬局	立川市錦町2-6-11	ときわ薬局	立川市幸町2-46-4
龍生堂薬局立川店	立川市柴崎町2-1-5	アイン薬局立川錦町店	立川市錦町4-2-22	サンキ薬局	立川市幸町3-1-5
あさひ調剤薬局	立川市柴崎町2-14-25	マロン薬局にしき店	立川市錦町4-5-3	れんげ薬局立川店	立川市柏町3-3-10
あさひの薬局	立川市柴崎町2-17-20	榎本調剤薬局立川北口店	立川市曙町2-11-2フロム中武7階	あんず薬局立川店	立川市柏町3-23-4-102
なの花薬局立川駅前店	立川市柴崎町3-8-2	トリル薬局本店	立川市曙町2-34-6 1階	ミント薬局柏町店	立川市柏町4-2-41
アストロ薬局	立川市柴崎町6-19-22	たかまつ調剤薬局	立川市高松町2-25-24	トリル薬局上砂町店	立川市上砂町3-30-3
しんわ薬局立川店	立川市錦町1-17-13	クリーン薬局	立川市栄町2-59-19	まつなか薬局	立川市西砂町6-6-19

※令和7年3月現在のものであり、変更されることがあります。

保険料について

Point

保険料の計算方法と 納付義務者

立川市では、新型コロナウイルス感染症や物価上昇による市民生活への影響を考慮し、平成31年度から5年間、所得割率・均等割額を据え置いてきましたが、その間も医療費は増加しており、安定した国民健康保険事業を継続していくため、令和7年度は保険料率等を下表のとおり改定させていただきました。

令和7年度の保険料率等

区分	計算の基礎	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳の方のみ)
所得割	前年中の総所得金額等から基礎 控除43万円を引いた額(=①)	①×6.68%	①×2.24%	①×1.70%
均等割	加入者1人当たり	32,500円	11,700円	14,500円
年間賦課限度額 (1世帯当たり)		640,000円	230,000円	160,000円

国民健康保険料は、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」で構成され、加入者それぞれについて『**所得割**』（所得に応じて計算される保険料）と『**均等割**』（1人当たり定額でかかる保険料）を計算し、世帯で合算したものが各世帯の1年間（4月から翌年3月）の保険料になります（年度途中の加入の場合、令和8年3月までの加入月数に応じて計算します）。

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。
世帯主の方が会社の保険等に参加していても、同一世帯の方が国保に参加している場合は、世帯主の方宛てに納入通知書等をお送りします。

保険料の軽減・減免などについて

③～⑥については申請が必要です。

① 所得が少ない世帯への軽減

世帯主および加入者の総所得金額等の合計（軽減判定所得）が、以下のような世帯は、保険料の均等割額を自動的に軽減します。

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）	7割軽減
43万円+（30.5万円×加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）	5割軽減
43万円+（56.0万円×加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）	2割軽減

- 65歳以上で公的年金を受給されている方がいる世帯は、公的年金所得から15万円を差し引いた額を軽減判定所得とします。
- 保険料は前年の所得に応じて計算されます。**前年に所得がなかった方も、その旨を申告**することにより上記軽減の対象となることがありますので、**忘れずに申告をお願いします**。



② 未就学児の保険料（均等割額）の免除

未就学児の均等割額は、無料となります（国制度で5割軽減、残りの5割を立川市独自の制度で軽減します）。

③ 非自発的失業者にかかる保険料の軽減

会社の倒産やリストラなどにより離職された方が一定の要件を満たした場合、給与所得を100分の30として所得割の保険料を算定します。申請にはハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」が必要です。詳細はお問い合わせください。

④ 旧被扶養者であった方への保険料の軽減

会社の健康保険などの「被用者保険」に参加していた方が75歳になり「後期高齢者医療保険」に参加したことで、その被扶養者の方（65歳以上75歳未満）が、新たに国保に参加する場合、申請により保険料の軽減が受けられます（加入から2年を経過する月まで均等割額を5割軽減します）。

⑤ 産前産後期間の保険料の軽減

出産する方の出産（予定）日の前月から4か月〔多胎妊娠の場合は出産（予定）日の3か月前から6か月〕相当分の保険料が、申請により免除されます。

⑥ 保険料の減免・納付猶予

災害・病気・ケガ・失業その他特別の事情により、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、生活困窮のため保険料の納付が著しく困難と認められる場合には、納期限までに申請することで、保険料が減免されることがあります。また、徴収を一時的に猶予できる場合もあります。

お問い合わせ

☎042(523)2111

お手続き

市役所本庁舎1階 保険年金課（6番窓口）

国保・後期高齢者医療の保険証・医療費に関すること、
医療費の適正化に関すること

医療給付係

内線1399、1400、1401、1402、1424

国保財政・人間ドック・脳ドック受診利用補助に関すること

業務係

内線1390

特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者医療健康診査に関すること

健康推進課
（庁舎外：子育て支援・保健セン
ター「はぐくるりん」）

健康診査☎042(527)3272〔直通〕、内線4740
保健指導☎042(527)3272〔直通〕、内線4732

国保・後期高齢者医療の保険料の計算に関すること

賦課係

内線1416、1422、1406、1407

国保・後期高齢者医療の保険料の納付相談に関すること

収納課

内線1249～1263